

仲田パートナーズ会計週刊FAX通信

発行所：税理士法人 仲田パートナーズ会計
〒223-0053 横浜市港北区綱島西 1-17-22
TEL 045-542-3566 FAX 045-542-3516
E-mail: daihyou@nakada-partners.or.jp
URL: http://www.nakada-partners.or.jp

今週のことば

フリーランス取引適正化法

フリーランスに業務委託をする際、給付の内容や報酬額の明示、報酬支払期日の設定を義務付けるなど取引適正化を目的とした新法が成立。公布後1年6ヵ月以内に施行。

◆ 今週のことば ◆ ご自分の予定を確認して下さい

5/ 8(月) 先負	世界赤十字デー、新型コロナを5類に
9(火) 仏滅	
10(水) 大安	源泉所得税・住民税特別徴収額の納付期限、愛鳥週間
11(木) 赤口	春の全国交通安全運動
12(金) 先勝	看護の日
13(土) 友引	
14(日) 先負	母の日、大相撲夏場所初日

2週分の株と為替

	日経平均株価	円(対米ドル)
4/24(月)	28,593 △ 29	134.22 ▼0.30
25(火)	28,620 △ 27	134.14 △0.08
26(水)	28,416 ▼204	133.45 △0.69
27(木)	28,458 △ 42	133.78 ▼0.33
28(金)	28,856 △398	135.71 ▼1.93
5/ 1(月)	29,123 △267	136.72 ▼1.01
2(火)	29,158 △ 35	137.59 ▼0.87

法人版事業承継税制(特例措置)の期限

法人版事業承継税制(非上場株式等に係る贈与税・相続税の納税猶予制度)には、「一般措置」と平成30年度税制改正において10年間(平成30年~令和9年)の措置として創設された「特例措置」があり、特例措置の適用を受けるためには「特例承継計画」を提出する必要があります。

◆ 特例承継計画の提出は令和6年3月までに

本税制は、後継者が経営承継円滑化法の認定を受けている非上場会社の株式等を贈与・相続等により取得した場合に一定の要件のもと、贈与税・相続税の納税を猶予又は免除する制度で、特例措置については*全株式が納税猶予の対象、*納税猶予割合は贈与税・相続税ともに100%、*雇用確保要件(承継後5年間平均8割の雇用維持)を満たせなかった場合でも納税猶予を継続可能など、一般措置を拡充した制度となっています。

なお、一般措置も特例措置も円滑化法の認定が適用の前提となりますが、特例措置については会社の後継者や承継時までの経営見通し等を記載した「特例承継計画」を、令和6年3月までに都道府県知事に提出して確認を受けることが必要となります。

◆ 令和9年12月末までの贈与・相続等に適用

また、一般措置には適用期限は設けられていませんが、特例措置は事業承継を集中的に進めるための時限措置であることから、令和9年12月末までに非上場株式等を贈与・相続等により取得することが要件となります。

特例措置の適用を検討する場合は、特例承継計画の提出期限や贈与・相続等の適用期限がありますので、早期に取り組むことが重要です。

■ この記事の詳細は、情報BOX201517

インボイス制度開始前後の取引の適用関係

本年10月1日からインボイス制度が始まりますが、制度開始日前後の取引において売手が出荷基準により9月に課税売上げを計上し、買手が検収基準により10月に課税仕入れを計上するといった計上時期が異なる場合もあります。

この場合、売手においては制度開始前に行った課税資産の譲渡等であることから、買手から当該取引に係るインボイスの交付を求められたとしてもインボイスの交付義務はありません。そのため、買手は原則として、売手における課税売上げの計上時期が10月1日以後となる取引から、仕入税額控除の適用を受けるためのインボイス等の保存が必要となります。

給与明細書等の電子交付に関する承諾手続

支払者から受給者に交付する源泉徴収票等は、書面交付のほか、あらかじめ受給者の承諾を得ることで電子交付ができるとされています。

令和5年度税制改正により、「給与支払明細書」及び「給与所得の源泉徴収票」について電子交付の承諾を得ようとする際は、「支払者が定める期限までに承諾に係る回答がない時は承諾があったものとみなす」旨を通知し、期限までに回答がない場合には承諾を得たものとみなされることとなりました(令和5年4月1日以後に適用)。

詳細請求手順

情報BOX番号が付いている記事の詳細情報は下記の手順で取り出すことができます。【無料】
①03-3940-6000へTEL(プッシュ回線)。
②記事下のBOX番号を入力し#。
③取り出し先のFAX番号を入力し#。
※アナウンスのガイドに添って入力して下さい。

法人版事業承継税制の特例措置の概要

事業承継税制は、経営承継円滑化法に基づく認定のもと、会社や個人事業の後継者が取得した一定の資産について贈与税や相続税の納税を猶予する制度で、非上場会社の株式等を対象とする「法人版事業承継税制」と、個人事業者の事業用資産を対象とする「個人版事業承継税制」があります。

◆法人版事業承継税制の概要

・法人版事業承継税制は、後継者である受贈者・相続人等が、経営承継円滑化法の認定を受けている非上場会社の株式等を贈与又は相続等により取得した場合において、その非上場株式等に係る贈与税・相続税について、一定の要件のもと、その納税を猶予し、後継者の死亡等により、納税が猶予されている贈与税・相続税の納付が免除される制度です。

・本制度には「一般措置」と、事業承継を集中的に進めるため平成30年度税制改正において10年間（平成30年～令和9年）の措置として創設された「特例措置」があります。

・本制度の適用を受けるためには、経営承継円滑化法に基づく都道府県知事の認定を受け、報告期間中（原則として贈与税又は相続税の申告期限から5年間）は代表者として経営を行う等の要件を満たす必要があり、その後は、後継者が対象株式等を継続保有すること等が求められます。

・贈与税の納税猶予中に贈与者が死亡した場合には、猶予されていた贈与税は免除された上で、贈与を受けた株式等を贈与者から相続等により取得したものとみなして相続税が課税されます（贈与時の価額で計算）。その際、都道府県知事の確認（切替確認）を受けることで、相続税の納税猶予を受けることができます。

◆「特例措置」の主な特徴

法人版事業承継税制における「特例措置」の基本的な仕組みは「一般措置」と同様ですが、以下のような違いがあります。

	特例措置	一般措置
事前の計画策定等	平成30年4月1日～令和6年3月31日までに特例承継計画を提出	不要
適用期限	平成30年1月1日～令和9年12月31日までの贈与・相続等	なし
対象株数	全株式	総株式数の最大2/3まで
納税猶予割合	100%	贈与：100% 相続：80%
承継パターン	複数の株主から最大3人の後継者	複数の株主から1人の後継者
雇用確保要件	弾力化	承継後5年間 平均8割の雇用維持が必要
事業の継続が困難な事由が生じた場合の免除	あり	なし（猶予税額を納付）

◎事前の計画策定等…特例措置に関して経営承継円滑化法の認定を受けるには、後継者の氏名や承継時までの経営見通し等を記載した「特例承継計画」を策定し、認定経営革新等支援機関の所見を記載の上、令和6年3月31日までに都道府県知事に提出し、確認を受ける必要があります。

※贈与又は相続後でも、円滑化法認定の申請時までは「特例承継計画」を提出することが可能。

◎適用期限…特例措置は最初の贈与又は相続等による非上場株式等の取得について、平成30年1月1日から令和9年12月31日までの間の取得が要件とされています。

◎対象株数…特例措置は全株式が適用対象となります（議決権に制限のない株式等に限る）。

◎納税猶予割合…特例措置は対象となる非上場株式等に対応する相続税・贈与税の100%が猶予されます。

◎承継パターン…特例措置は最大3人の後継者が対象となります。

◎雇用確保要件…特例措置では雇用確保要件を満たすことができなかった場合に、その理由等を記載した報告書を都道府県知事に提出し、確認を受けることで納税猶予が継続できます。

◎事業の継続が困難な事由が生じた場合の免除…特例措置には会社の事業の継続が困難な一定の事由が生じた場合に特例措置の適用に係る非上場株式等を譲渡等したときに、その対価の額（譲渡等の時の価額の1/2が下限）を基に猶予税額を再計算し、再計算した金額と一定の配当等の金額との合計額が当初の猶予税額を下回る場合、その差額を免除するなどの措置が設けられています。